

保育の必要性が確認できる書類

●保護者の保育の必要な事由の証明書等（保育の必要な事由により提出する書類が違います。）

- ◆就労証明書は、本人ではなく、必ず事業者の方が記載し、証明をもらうようにして下さい[事業主（自営業、農業）除く]。無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ◆自営業主の添付書類は、令和 6 年 1 月～12 月の収入に係る証明です。

保育の必要な事由		証明書等 【申請時において、証明日より3ヶ月以内のもの】	添付書類等
就 労 ※1	事業（農業）専従者 ・家族従業者・内職等	『就労証明書』※3 [就労先・事業（農業）主・発注者が作成したもの]	※添付書類はなし
	自営業主※2 （事業主）	『就労証明書』※3 [自営業主（事業主）が作成したもの]	●個人事業主⇒「直近の税申告書 1 表 2 表」のコピー ただし、事業所得額 0 円の場合は、「青色申告決算書」、または「収支内訳書」のコピー ※事業開始初年度の場合は、下記いずれかのコピー ・開業届 ・登記事項証明書・営業許可証 ・事業の名称、所在地、内容がわかるパンフレットやホームページ ・請負契約書 ・認定農業者認定証等 ●法人⇒源泉徴収票のコピー
疾病		『申立書（疾病・障害）』	「診断書※4 のコピー」 (障害者(療育)手帳を交付されている方は手帳のコピーも添付。)
障害		『申立書（疾病・障害）』	「障害者（療育）手帳のコピー」
家族の病気・介護等		『申立書（介護）』	「介護を受けている方の診断書※4 のコピー」 または「障害者（療育）手帳のコピー」
出産		『申立書（出産）』	「母子手帳の表紙及び出産予定日のページのコピー」
就学		『在学証明書』 [学校が作成したもの]	「カリキュラム、時間割表等のコピー」 及び「卒業（見込）日・修了日の確認ができるもののコピー」

例年、現況届において、記載漏れや添付書類不足が多くみられます。以下の事項にご注意ください。提出書類に不備・不明点等がある場合は、保護者または事業主にご連絡をする可能性がありますので、予めご了承ください。

～注意事項～

- ※1：就労者とは、「常時（月 4 8 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 1 2 日以上）保育が必要な状態であり、月の収入を就労日数および就労時間で割り返した額が、茨城県の最低賃金相当であること。就労時間が年間（在園期間）の 6 か月（半分）を超えていること。」を満たし、保育の必要性が認められる方です。就労と求職活動を繰り返し、就労より求職期間が長い場合は、保育の必要性が認められない場合があります。
- ※2：自営業主は、ご本人作成の「就労証明書」のほか、添付書類の提出が必要です。確定申告等の遅延などにより添付書類の提出が遅れる場合は、提出期限までに【児童氏名・保育施設・該当書類の種類・提出予定日】を保育課へご連絡ください。
- ※3：『就労証明書』の有効期間は、3ヶ月となります。社印不要。
- ※4：診断書には、病名・症状・治療に要する期間・児童の保育ができない状況かどうかについての記載を依頼してください。